

番号：141108

国名：ケニア

担当部署：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：産業人材育成プロジェクト詳細計画策定調査（産業人材ニーズ調査）

### 1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業人材ニーズ調査
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年2月上旬から2015年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：  
国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

### 3 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

※ 2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）から、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAウェブサイト（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ア 業務実施の基本方針 16点
  - イ 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等
  - ア 類似業務の経験 40点
  - イ 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ウ 語学力 16点
  - エ その他学位、資格等 16点

計100点

類似業務	産業人材ニーズ調査に係る各種業務
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

### 5 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6 業務の背景

ケニア国においては、2008～2030年までの長期的な開発計画を示した「ビジョン2030」において新興工業国化による中所得国化を目指しており、「経済」「政治」「社会」の3つの柱でそれぞれ優先セクターを設定するとともに、同国の競争力強化と経済成長に欠かせない共通課題の一つとして、「人材育成」が言及されている。

同国における産業人材育成に関しては、東アフリカ商業観光省の傘下にケニアビジネス研修所(KIBT:Kenya Institute of Business Training)が設置され、中小零細企業等に対してビジネス講義やコンサルテーションサービスを提供している。このほかにも労働省傘下にはカイゼンなどの現場指導を行うケニア生産性センター(PCK:Productivity Center of Kenya)があり、産業化省傘下にはケニア産業研修機構(KITI:Kenya Industrial Training Institute)が技術的な事項に関する研修を提供している。また、民間の研修機関に関しては、トヨタケニアアカデミー(TKA:Toyota Kenya Academy)が自動車整備や起業家育成のためのコースを提供する予定となっている。

ケニア国においては、ビジョン2030の達成のために、教育訓練等による中小企業セクターの生産性とイノベーションの改善が必要であると考えており、今般、KIBTが有する研修プログラム(講義/コンサルテーション等)の改善を目標とする、本プロジェクトが要請された。

なお、TICADVにおいては、日本政府より産業人材育成センター構想が表明されていることから、本業務においても同センターの実施方針(『ジョブにつながり、労働市場の需要にあった人材育成、「出口のある教育」を実現する』『現地の企業、とりわけ、日本企業の必要に応じた人材育成を目指す』)に留意しつつ実施する。

## 7 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握のうえ、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員と協議しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2015年2月上旬)

ア 要請背景及び内容を把握(要請書や関連報告書等による情報収集や分析)のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。

イ 関係機関に対する質問票案(英文)の担当分野関連部分を作成する。

ウ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案及びPO(Plan of Operation)案の担当分野関連部分を検討する。

エ 調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間(2015年2月中旬～2月下旬)

ア JICA事務所等との打合せに参加する。

イ ケニア側関係機関との協議等に参加する。

ウ あらかじめケニア事務所を通じて配布した質問票を回収し、担当分野の情報を整理分析するとともに、必要に応じて以下の情報及び資料を追加で収集し、現状を把握する。

(ア) 本プロジェクトで対象とする産業セクターの企業における経営能力向上・従業員の能力強化のための支援ニーズ(ビジネス研修、コンサルテーション、情報提供、リサーチ等)

(イ) ケニアで事業を行っている日系企業における経営能力向上・従業員の能力強化のための支援ニーズ

(ウ) 民間のビジネス研修機関において実施されている研修内容(カリキュラム・研修実績・研修講師の能力)

エ 調査結果や他団員及びケニア側コメント等を踏まえたうえで、担当分野に係るR/D案(英文)を作成する。

オ 担当分野に係る協議議事録(M/M)(英文)を作成する。

カ 担当分野に係る現地調査結果をJICA事務所等へ報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年3月上旬～3月中旬)

- ア 担当分野に係る事業事前評価表案を作成する。
- イ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ウ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

## 8 成果品等

本契約における成果品は、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)とし、電子データをもって提出することとする。

## 9 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。

なお、航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAから別途支給する(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載すること)。

## 10 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ア 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2015年2月7日～2015年3月1日を予定している。なお、ケニアにおける訪問地はナイロビおよびその近郊(ナイロビより車で2時間程度)を予定。

本業務従事者は、評価分析コンサルタントとともにJICA職員の現地調査期間に約1週間先行し調査を開始する予定。

#### イ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) 協力企画 (JICA)
- (ウ) 産業人材ニーズ調査 (コンサルタント)
- (エ) 評価分析 (コンサルタント)

#### ウ 便宜供与内容

JICAケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- (ア) 空港送迎  
あり
- (イ) 宿舎手配  
あり
- (ウ) 車両借上  
全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗。)
- (エ) 通訳備上  
なし
- (オ) 現地日程のアレンジ  
あり
- (カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

- ア 本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム(TEL:03-5226-6992)で配布する。

- ・ 要請書
  - ・ ケニア事務所が実施した産業人材育成に関する調査結果（2014年3月）
- イ また、関係機関であるPCKで実施したJICAプロジェクト（ケニア共和国 生産性向上プロジェクト）の報告書が当機構のウェブサイトで公開されています。
- ・ 詳細計画策定調査報告書：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12119889.pdf>
  - ・ ファイナルレポート：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12147443.pdf>
- (3) その他
- ア 本業務従事者は、ビジネス研修に関する企画・運営の経験を有する者が望ましい。
- イ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

以上